2023年度(令和5年度)司法試験に関し厳正な合否判定を求める会長声明

1 平成28年度以降の司法試験受験者数、短答式試験合格者数、最終合格者数、 対受験者短答式合格率、対受験者最終合格率は下図のとおりである。



昨年度まで司法試験受験者数、短答式試験合格者数が年々減少してきたのに対し、最終合格者数は相対的に緩やかな減少にとどまってきた結果、受験者に占める最終合格者の割合は、平成28年の22.95%から昨年度の45.52%へとほぼ倍増した。

2 本年8月3日に発表された司法試験短答式試験の結果によると、本年度の司法 試験受験者数は3928人、短答式試験合格者は3149人であった。本年度は 法科大学院在学中受験資格が新設され、同資格に基づいて1114人が受験した ため、昨年度までの減少傾向から一転して受験者数、短答式試験合格者数のいず れも昨年度から大幅に増加することとなった。

しかし、法科大学院在学中受験資格による受験者を除けば、受験者数は305 1人と昨年度から微減であること、本年度に在学中受験資格に基づく受験者が合格すれば、その分来年度以降の法科大学院課程修了の資格に基づく受験者が減ることなどから、本年度のような受験資格の新設による増加は一時的なものであり、来年度はまた受験者数の減少に転ずるものと考えられる。

3 2015年6月30日、法曹養成制度改革推進会議は、「法曹人口の在り方に ついて(検討結果取りまとめ)」において、司法試験最終合格者数を年間150 0人程度は輩出すべきとする方針を決定した。

司法試験受験者数・短答式試験合格者数が年々減少してきたにもかかわらず、 最終合格者数が1400人台で維持され、受験者に占める最終合格者の割合が平成28年度から昨年度にかけてほぼ倍増しているのは、上記方針の影響が大きい ためと思われる。

4 しかし、「司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な 学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験」 (司法試験法1条)である。上記判定を行う司法試験委員会は、司法試験受験者 に法曹として必要な学識及びその応用能力があるか否かを厳正に行わなければな らない。

上記「法曹人口の在り方について(検討結果取りまとめ)」でも、「新たに養成し、輩出される法曹の規模に関するこの取りまとめは、法曹養成制度が法曹の質を確保しつつ多くの法曹を養成することを目的としていることに鑑み、輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある。」とし、最終合格者数1500人維持を至上命令とすべきでないことに敢えて言及している。

5 本年度の受験者数が増加したとはいえ、平成28年度との比較では約43%も減少しているのであるから、本年度も合格者1400人程度を維持した場合、少なくともボーダーライン付近の受験者の実力は、平成28年度と比べて低下する

と考えるのが自然である。仮に平成28年度の対受験者合格率と同程度として決定した場合、本年度の最終合格者は900人程度となるが、僅か7年前の合格水準を大幅に切り下げて1400人程度を維持することは前記質の確保の要請に反し、司法試験法の趣旨にも反するものと言わざるを得ない。

平成28年度以降の合格率の上昇は明らかに不自然で、これまで合格者数維持のために合格水準を下げ続けてきたと思われるから、本年度は合格水準を見直す良い機会であり、合格率を昨年度並みとして約1800人もの合格者を出すようなことはあってはならない。

- 6 当会は、2011年2月10日の定時総会において、司法試験合格者数激増によって生じた様々な歪みと弊害を是正すべく「司法試験合格者を1000人以下に減員すること等を求める決議」をした。その後、毎年の最終合格者数の発表を受けて、1000人以下に減員するよう求める会長声明を発してきた。
- 7 よって当会は、司法試験委員会が法曹の質を確保するために厳正な合否判定を 行うことを強く求める。

以上

2023年9月25日

千葉県弁護士会 会長 菊地 秀樹